

平成30年第2回滝川市議会定例会（第9日目）

平成30年 6月20日（水）

午前 9時57分 開 議

午後 1時38分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 報告第 8号 専決処分について（損害賠償額の決定）

日程第 4 報告第 4号 一般社団法人滝川国際交流協会の経営状況について

日程第 5 報告第 5号 一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況について

日程第 6 報告第 6号 監査報告について

報告第 7号 例月現金出納検査報告について

日程第 7 意見書案第1号 2018年北海道最低賃金改正等に関する要望意見書

意見書案第2号 2019年地方財政の充実・強化を求める要望意見書

意見書案第3号 ヘルプマークのさらなる普及推進を求める要望意見書

意見書案第4号 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める要望意見書

意見書案第5号 LGBTなどの性的マイノリティへの理解と社会環境整備の促進
を求める要望意見書

日程第 8 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（18名）

1番	三 上 裕 久 君	2番	堀 重 雄 君
3番	舘 内 孝 夫 君	4番	清 水 雅 人 君
5番	山 本 正 信 君	6番	安 樂 良 幸 君
7番	本 間 保 昭 君	8番	田 村 勇 君
9番	井 上 正 雄 君	10番	水 口 典 一 君
11番	小 野 保 之 君	12番	渡 邊 龍 之 君
13番	木 下 八重子 君	14番	山 口 清 悦 君
15番	柴 田 文 男 君	16番	荒 木 文 一 君
17番	関 藤 龍 也 君	18番	東 元 勝 己 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長 前 田 康 吉 君 副 市 長 千 田 史 朗 君

教 育 長	山 崎 猛 君	監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君
会 計 管 理 者	田 湯 宏 昌 君	総 務 部 長	中 島 純 一 君
市 民 生 活 部 長	館 敏 弘 君	市 民 生 活 部 次 長	浦 川 学 央 君
保 健 福 祉 部 長	国 嶋 隆 雄 君	産 業 振 興 部 長	長 瀬 文 敬 君
建 設 部 長	山 崎 智 弘 君	市 立 病 院 事 務 部 長	椿 真 人 君
教 育 部 長	田 中 嘉 樹 君	教 育 部 指 導 参 事	栗 井 康 裕 君
監 査 事 務 局 長	杉 原 慶 紀 君	総 務 課 長	深 村 栄 司 君
企 画 課 長	稲 井 健 二 君	財 政 課 長	堀之内 孝 則 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	竹 谷 和 徳 君	次	長	菊 田 健 二 君
書 記	壽 永 美 和 君	書	記	池 田 茂 喜 君

開議 午前 9時57分

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、18名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において山口議員、柴田議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長 長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。
一般質問は7名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位8番目の方の質問に入ります。
質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。
渡邊議員の発言を許します。渡邊議員。
○渡邊議員 おはようございます。会派みどりの渡邊でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

◎1、市長の基本姿勢

1、滝川市立高等看護学院生の奨励金について

まず最初、1件目、市長の基本姿勢であります。項目として、滝川市立高等看護学院生の奨励金についてであります。現在市立病院の経営健全化に向けて鋭意尽力されております。基本的には医師、看護師の充実度が求められると解するところであります。看護体制の7対1を掲げていますが、苛酷な労働環境は厳しいものがあると考えております。また、慢性的な看護師不足の状況が続いていることを鑑み、看護学生に対しての支援並びに卒業後における市立病院での確実な採用を働きかけるということを勘案しますと、市の施策として奨励金制度を設けることも重要ではないかと考えております。滝川市としての考えを伺うとともに、道内の各市において奨励金制度が採用されているのか、あわせてお伺いいたします。

○議長 長 渡邊議員の質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 おはようございます。今の滝川市立高等看護学院生の奨励金についてご答弁させていただきます。

議員のご指摘どおり、看護師確保は医師の招聘とともに重要な課題となっています。滝川市立高等看護学院の定員は1学年25名ですが、市立病院にはここ5年間毎年15名以上の卒業生に就職いただいている状況にあります。この数字は、決して低いものではないと考えております。滝川市立高等看護学院では、市内や近隣高校からの推薦入学枠を多く確保しており、そのことが市立病院

への就職率を高く維持している要因にもなっていると考えております。他市の状況では、渡邊議員がおっしゃる奨励金制度ではございませんが、砂川市、深川市、岩見沢市、芦別市、留萌市など多くの市が修学資金の貸付制度などを設けており、地元市立病院で一定期間を勤務することにより修学資金の返済を免除する仕組みとしていただいているところがございます。返済を伴わない奨励金などの制度は、看護師の確保対策として有効だと考えますが、多額の財政負担を伴うという問題もございます。当市の場合は今のところ6割程度の市立病院への就職率を維持することはできておりますが、安定した就職率を維持し、さらに高めていくには奨励金などの制度創設は有効な手段となり得るものと考えます。一方では、就職していただいた後に長く働いていただけるように、職場環境の整備に努めることも重要だと考えております。奨励金などの制度創設は、5年後、10年後の市立病院の役割がどうなっているのか、それに合わせて必要な看護師確保の見込みはどうかなど、大きな問題と深い関係が出てまいりますので、今後さらに検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 管内においても貸付制度はあるというご答弁をいただきました。病院という概念というのは、根本的にいざというときに頼れる病院でなければならないのではないかなと思っております。そういう意味で、看護師が不足するということはやはり危機的な状況に陥るのかなと。そういう意味合いも含めて、財政的な基盤が確立されないということで難しいという部分があります。ただ、将来的な見通しを経営計画の中に当然立てていかなければならないのかなとも考えるところであります。そこで、前田市長に、ただいま事務部長は市立病院の経営的な立場のお話だったと思います。市立病院の設置者である滝川市長として、こういう奨励金制度についての見解をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまの渡邊議員のご質問でございますが、先ほど議員がご提案をいただき、部長のほうで答弁をさせていただいた内容と私も大体同じところでございます。確かに有効であるというふうには理解をしておりますが、さまざまな課題があるわけでございます。それらの課題解決も考えながらさらに検討を進めて、病院側ともよく相談しながら検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

◎2、市民生活行政

1、市民が活躍するまちづくり活性化事業補助金について

2、バス待合所について

○渡邊議員 それでは、2件目、市民生活行政。1項目め、市民が活躍するまちづくり活性化事業補助金についてお伺いしたいと思います。地域活性化のため意欲的な団体等、町内会に対して事業の補助金により支援を行っております。しかし、この補助事業の成果が広く市民には伝わっていな

いというか、知らない市民が多いと思うところでもあります。効果的な事業であれば、成果報告を市の広報等に掲載すべきと考えます。見解をお伺いしたいと思います。また、この活性化事業補助金のPRについても重要と考えるところでもありますので、どのような取り組みになっているのかについてあわせてお伺いしたいと思います。

○議長 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 おはようございます。市民が活躍するまちづくり活性化事業補助金についてのご質問です。

ご質問のありました補助金は、平成29年度は3件の事業を採択しておりまして、この3件は平成28年度から制度に取り入れました若者加算に該当し、若い世代の市民活動参画のきっかけづくりになっています。また、この補助金を足がかりに活動を始めた団体はその後自己財源で活動を続けるなど、この制度はその役割を果たしていると考えております。補助金のPRにつきましては、年度初めの広報4月号に掲載するとともに、エフエムG's k yやまちづくりセンター広報紙でPRしております。しかしながら、成果の報告につきましては小規模な報告会にとどまっております。広くPRまでに至っておりませんでした。ご質問にあるとおり成果のPRも大切なことですので、今後は報告会の内容を市のホームページに掲載したり、報告書を1階ロビーに掲示するなど、効果的な方法について検討したいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 いろんな団体等が対象事業ということで認められるというのは、よくわかりました。ただ、3件というのはちょっと少ないのかなと思ったりもしています。そこで、滝川市も当然高齢化になっていっています。そこで、地域の活力を生み出すために、高齢者、また介護に対しても支援を行うということのサービスを行うような事業というのはこの活躍するまちづくり活性化事業の対象となり得るのか。もう一点、活性化事業であるならば継続事業として認められるとすれば、最大何カ年ぐらいが支援の対象となるのか。合わせて2点お伺いしたいと思います。

○議長 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 補助事業の要件としましては、市民及び地域の課題解決のためになる事業であることですか、市民及び他の地域への波及効果が期待できる事業など、要件7つあります。全ての要件に該当するものでなければなりません、テーマは特に限定しておりませんので、高齢者や介護がテーマでも該当になります。対象事業は、毎年審査を受けていただくことになりますので、最大3年まで申請することができます。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 市民生活行政の2項目め、バス待合所についてお伺いしたいと思います。

市内の循環バスにおいては、本数もあることから、待合所は数えるほどしかありません。国道沿線においては、大小含めて私の数えた範囲では16カ所ほど、おそらくこれは間違っていると思いますが、20カ所ほどあるのかなと思いますけれども、待合所があると思います。この待合所については、地域ボランティアで周辺の草刈りや除雪等を実施している町内会もあります。1時

間に１本程度の運行状況では雨、風、雪を避けるためにも必要なものと思っております。この待合所における維持管理は設置者が責任を持って行うのか、まず１点。待合所の老朽化が進んでいる箇所の修繕等については、滝川市が実施するのかについてお伺いしたいと思います。

○議 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 市内のバス待合所は、所有者が滝川市のものとバス事業者のものを合わせて２４カ所ありまして、そのうち国道沿いにはご質問のとおり２０カ所設置されております。バス待合所の維持管理につきましては、市が適宜巡回し、清掃や屋根雪おろしを行うとともに、必要に応じて修繕や屋根の塗装などを実施しております。ことしも先月１７日に清掃と一斉点検を行ったところです。市民のボランティアの活動につきましても、昨年は滝川工業高校電子機械科３年生で構成するチームの名前で修理屋さんというグループなのですが、工業高校前のバス待合所の修繕、塗装、カッティングシートによる装飾作業に取り組んでいただきましたし、地域の皆さんのボランティア活動として清掃や草刈りなど環境美化にご協力いただいているところであり、大切にしています。バス待合所の中には設置してから４５年を経過し、老朽化が著しいものもありますが、市といたしましては少しでも快適にご利用いただけますよう、今後とも事業者とともに維持管理に努めてまいります。

以上です。

○議 長 渡邊議員。

○渡邊議員 バスの利用者というのは高齢者でもあり、また病院に通うという部分での利用度が多い交通機関かなと思っております。そういう中で、早急に修繕を要する箇所としては何カ所ほどの認識をされているのか。ただいま巡回という部分のご答弁をいただきましたけれども、適時という部分と適切に巡回をするのとはちょっと意味が違うのかと思いますけれども、そういう管理体制についてどのようなご認識であられるのかについてお伺いしたいと思います。

○議 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 先ほど答弁させていただきました２４カ所の中には、老朽化が目立つ待合所もありますけれども、先月の一斉点検において破損や倒壊などの危険性から直ちに修理、修繕が必要と判断したバス待合所はありませんでした。市といたしましては、巡回による状況確認や大規模修繕が必要となる前に細かな手当てを行うなど、現状では職員、嘱託職員により対応しておりますけれども、管理体制については問題は生じていないと認識しております。

○議 長 渡邊議員。

◎３、産業振興行政

１、一般社団法人たきかわ観光協会と観光行政の連携について

○渡邊議員 それでは、３件目、産業振興行政。項目といたしましては、一般社団法人たきかわ観光協会と観光行政の連携についてお伺いしたいと思います。一般社団法人たきかわ観光協会が今年度新体制となりました。より一層滝川市らしさがあらわれることを期待するところでもあります。そこで、観光協会としてのコンセプト、またビジョンは明確にされているのか、まずお伺いしたい

と思います。

また、観光協会主催の事業は菜の花まつりだけなのか、後援等の依頼は多数あると思いますが、行政としても職員、補助金などの支援を主催、後援を問わずに献身的に協力をしていると思います。各種団体によるイベントが多数催される中、メインとなるようなイベントがないようにも感じております。多くの市民が参加できるような仕掛けや環境づくりと市外に発信する。ホームページはありますけれども、そういう対応が求められると考えております。多様な意見がある中での行政としての観光協会についての見解をお伺いしたいと思います。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 ご答弁をさせていただきます。

一般社団法人たきかわ観光協会のコンセプト、ビジョンについてのご質問ですが、さきに開催されましたたきかわ観光協会の総会におきまして、地域の観光資源を生かし、観光客の集客を行い、地域経済の発展に貢献することを目標とし、広域連携を図るとともに、国際観光の振興を促進すると決議をされているところでございます。また、広域観光の推進につきましては、そのコンセプトに基づき、滝川砂川着地型観光推進協議会の中心的な役割を担い、観光を産業として確立するべく取り組んでおられます。市といたしましても、地域が主体となって取り組む日本版DMOの設立を目指しておられるたきかわ観光協会と連携を図り、広域観光等の推進に取り組んでいます。

次に、観光協会が主催する事業につきましては、渡邊議員のご質問のとおり、10万5,000人の方々が来場いただける滝川市の一大イベントにまで成長した菜の花まつりを主催、実施しているところであり、市といたしましても事業補助を行うとともに、実行委員会の一員として支援並びに協力をしています。なお、市民団体の方々が主体となり、取り組まれております代表的なイベントであるたきかわ納涼盆踊り大会、花火大会やたきかわ紙袋ランターンフェスティバルなどにつきましては、観光協会が協賛あるいは後援する事業として助成がなされているところでございます。

次に、観光協会と観光行政の連携についての見解ということでございますが、観光振興を進めるに当たり、多様な意見があることは承知をしているところでございます。行政といたしましては、外客誘致により交流人口を増加させ、地域経済の活性化を図るため、観光協会と十分な連携を図り、観光資源の磨き上げや観光プロモーションの充実並びに国際観光の推進に向け、情報発信や観光案内など必要な環境整備を行っていきたいと考えております。

○議長 渡邊議員。

○渡邊議員 1点再質問させていただきます。

地域の資源を生かす、広域観光、国際交流、他市との連携も図る。そういう意味で観光振興を進めていく上でいろんな機能を高めていかなければならないのかなと思います。その上で、拠点となるべき場所等が必要ではないかと考えますが、現時点ではどのような考えになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 観光振興の拠点ということのご質問でございます。確かに観光振興を図る上で観光の案内所というのが必要ではないかというふうに考えているところでございます。行政といたし

ましては、菜の花シーズンや来月開催されます2018電動模型航空機の世界選手権など、ふえ続けているインバウンド観光であるとか、交通拠点を生かした広域観光を進めるに当たり、観光案内所としては滝川市の玄関口である交通機関等の近くにあることが望ましいと考えているところでございます。しかしながら、たきかわ観光協会の事務所につきましては、一昨年3月にたきかわ観光協会から市に対しまして、広域観光の連携並びに推進、国際観光の促進を目指すに当たり行政との連携が必要ということから、商工会議所から市役所内に移転をされたところであります。事務所につきましては、あくまでも一般社団法人であるたきかわ観光協会が決められることではありますが、市といたしましては観光振興を推進するに当たりふさわしい場所が決められるまでの暫定的な場所と考えているところでございます。

以上です。

○議長 渡邊議員。

○渡邊議員 滝川市も観光という分野に力を入れているというのは十分認識しておりますので、やはり拠点となるべき核が必要かなと思っておりますので、ぜひご検討願いたいと思います。

◎4、教育行政

1、青少年を取り巻く有害環境対策について

2、学校の安全対策について

続きまして、4件目の教育行政。1項目め、青少年を取り巻く有害環境対策についてお伺いしたいと思います。スマートフォンの普及は、目覚ましい限りです。いろいろな情報が飛び込む中で、対策は必要と考えております。スマートフォン等の長時間利用による生活リズム、不適切な利用による青少年の犯罪被害が多く新聞等に取り上げられております。また、SNS、ソーシャルネットワークによるいじめやプライバシー等に関する問題が深刻さをあらわしております。このような問題への対応は、学習指導要領にもありますが、学校、家庭におけるスマートフォンの使用上に関する啓発等やインターネットも含めたモラルの確立が共通の認識であるところでもあります。市教委として学校が情報のモラルを改めて指導に結びつけるようにしなければならないと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

○議長 教育部長。

○教育部長 ご質問のいわゆる情報モラルの問題でございますけれども、教育委員会としましても重要課題と位置づけ、取り組みを行っているところでございます。毎年市内の携帯電話販売店各店を訪問いたしまして、北海道青少年健全育成条例、これにより義務化されております18歳未満が使用するスマートフォンなどの契約時にはフィルタリングを設定することということがありますけれども、これらの実施状況の確認と実施の徹底についてお願いをしているところでございます。また、平成28年度には社会教育課の職員がみずから教材を作成しまして、市内各小中学校に出向いて情報モラル授業を実施したところでございます。このほか、携帯電話の販売会社によります専門的な授業も実施をしているという状況でもございます。さらに、29年度においては28年度の取り組みを踏まえまして、市内各小中学校での模擬授業、これを経まして、情報モラルに係る3つ

のテーマの教材を作成したところでございます。1つ目は、インターネットを使ったコミュニケーションという教材、2つ目は、生活を大切にするインターネットの使い方という教材、3つ目ですけれども、個人情報やプライバシーを守るインターネットの使い方という教材。それぞれに目指すべき行動についてまとめたものでございますけれども、これらをDVDにまとめまして、教材として各小中学校に配付をし、授業などに活用していただけるよう依頼をしているところでもございます。一方で保護者に対する啓発活動も重要であるということから、警察ですとか消費者協会など関係機関と連携しまして、保護者向けのリーフレット、こういうものでございますけれども、裏表、こういったリーフレットを作成しまして、全中学校の入学説明会において保護者に対して説明をしたところであります。内容としましては、家庭内でのルールづくり、これらの重要性について特に訴えたところでございます。児童生徒が事件や事故に巻き込まれることを防ぐために、学校における指導も必要でありますけれども、家庭内における意識の向上、対話についても必要であるということから、それぞれの取り組みが一体となって効果的に進めていけるよう、今後も指導、啓発に取り組んでまいります。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 スマートフォン、パソコンもそうですけれども、子供らというか、親でも大人でもそうなのですけれども、考えつかない部分に及ぶ経緯があるかなと思うのです。学校は学校でやる、家庭は家庭でやる。それなりの教材をつくってはいるということですが、その辺の一体となった進め方、学校だけではなく、地域とか家庭でのモラルという部分を強調されるのであれば、もう少し一体となった進め方というのが、リーフレット等でやっているというご答弁をいただきましたけれども、一体化となるような取り組みがもしありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 一体となった取り組みは非常に大切なわけですが、教育委員会としましては、学校でやれること、それから社会教育という面では地域でできること、これは先ほど申し上げました販売店の取り組み、やっぱり一番大事なのは私たちも家庭の取り組みと考えているところであります。ですから、それは折に触れまして、PTA連合会の総会ですとか、そういう場面を見つけて啓発していくと。これは、地道ですが、やはり言い続けるということだと思います。各家庭に自覚を持っていただくと、それを目指すべきというふうに今考えているところでございます。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 それでは、教育行政の2項目め、学校の安全対策についてお伺いしたいと思います。

登下校中の子供が巻き込まれる交通事故や不審者による子供の安全を脅かす事件が発生しております。学校における安全の確保が求められると解するところでもあります。学校保健安全法においては、各学校における安全計画の策定や危険発生に対する対処がなされるよう義務づけられております。市教委として学校の安全確保に対する課題についての見解をお伺いしたいと思います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 安全対策というご質問でございます。平成21年の学校保健安全法の施行によりまし

て、学校は学校安全計画や危機管理マニュアルの策定が義務づけられたとともに、地域の関係機関との連携に努めることとされたところでございます。各小中学校においては、登下校時の安全指導、交通安全教室、不審者侵入時の避難訓練、防犯標語による指導などを実施しているところであります。また、滝川地区防犯協会からの防犯ブザーの寄贈ですとか、交通指導員やPTAの皆様の登校時の立哨など、地域の皆様のご協力を得ながら児童生徒の見守りが行われているという状況でございます。児童生徒の安全確保に関する課題につきましては、対応が難しいというものもありますけれども、引き続きさまざまな観点から地域の皆様や関係部署、市役所の関係部署と連携を図りながら事件、事故の未然防止に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 1点だけ、一昨日の大阪府の地震がありました。学校の塀が崩れて、痛ましい事故が起きております。そういう意味で、通学路という部分での安全確保というのは当然点検が必要かなと思うところでもあります。学校周辺及びそういうところの安全確認、学校と地域が一体となってそういう点検というのはなされたことがあるのかについて1点だけお伺いしたいと思います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 ご質問にありました高槻小学校の非常に痛ましい事故というのがありましたけれども、あれは、報道で知る限りですけれども、建築基準に問題があったのではないかと。要は後づけで載った塀、それが崩れたというような状況だと思っております。滝川市内の状況ですけれども、学校の塀につきまして塀のある学校というのは開西あるいは明苑というところで、歩道に面しているのは開西中学校というところであります。昨日、目視ではありますけれども、点検はしてきておりまして、塀もそれぞれ1メートル程度という高さのもので、学校ですから建築当時の基準は満たしているという判断をしておりますけれども、通学路ということになりますと民間の物件、そういったものが対象になってくるのかなと思いますけれども、その辺の難しさもいろいろあるわけですが、恐らく今後文科省あるいは道教委からその確認の文書が発出されると思いますので、それについて点検してまいりたいというふうに考えております。

○渡邊議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして渡邊議員の質問を終了いたします。

本間議員の発言を許します。本間議員。

○本間議員 それでは、議長のお許しをいただきましたので、1件のみににつきまして質問させていただきます。

◎1、広域連携

1、北海道電力砂川発電所の存続について

北海道電力砂川発電所の存続についてでございます。平成31年3月末で北海道電力奈井江発電所が稼働から約50年で休止となることが決まり、関係業者の仕事が減り、地域経済に影響を及ぼすものと考えます。1989年に滝川火力発電所が廃止されたときには滝川市の経済とまちづくり

に對しましては多大な影響があつたということは、皆さん実感しているところだというふうに思います。来年の２月には液化天然ガスによる石狩湾新港発電所が稼働されることとなっております。そんなことから、砂川発電所も近い将来休止または廃止が予想されるものと思われます。これが現実となつた場合、中空知管内の石炭関連業者、輸送業者、発電所のメンテナンスにかかわる業者など及ぼす影響ははかり知れなく、これは石炭が中空知経済というのは基幹産業として大きくあつたものでありますが、砂川発電所がなくなるということは石炭の産業がなくなってしまうということにつながっていくものと思います。地域経済、もちろん滝川市の経済についても多大な影響が出るものと推察されます。砂川発電所の休止または廃止を回避するためには、広域連携として早期に対処すべきと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

○議 長 本間議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 ただいまの本間議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

広域連携ということでございます。ご質問のとおり、奈井江の火力発電所は２０１９年３月を目途に休止を検討することが公表されました。現在国内石炭の受け入れを行っている発電所は奈井江発電所と砂川発電所の２カ所であり、新聞報道によりますと奈井江発電所の地元を支払われる燃料費は少なく見積もっても７０億円を超えるという記事もあつたわけであります。もちろん休止によって砂川発電所に振り向けられる部分もあると考えられますが、影響額を正確に捉えることは現状では難しいという状況であります。

現在の国内の炭鉱は北海道にのみ所在しており、その大部分が空知に存在しております。北海道電力の石炭火力発電所は、奈井江発電所、砂川発電所、苫東厚真発電所の３カ所のみであり、そのうち国内炭を燃料にしているのは奈井江発電所と砂川発電所とされております。石炭の需要は火力発電所によるものが大部分を占めていることから、ご質問のように砂川発電所がこの先休止となるというふうに仮定した場合には事実上国内石炭の需要がストップしてしまうと言っても過言ではなく、中空知管内に及ぼす影響ははかり知れないものになるというふうに考えられます。北海道市長会の国に対する平成３０年度要望においては、道内では現在も採炭事業が継続していることを踏まえ、地域資源の有効活用や地産地消型の石炭火力発電所の新設などについて要請事項として盛り込まれております。今後は、北海道電力の動向を注視しつつ、また発電所の所在地であります砂川市を初め、関係自治体とも情報や問題意識を共有するなどし、中空知において必要に応じ連携していかなければならないというふうに考えているところでございます。

○本間議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして本間議員の質問を終了いたします。

堀議員の発言を許します。堀議員。

○堀 議 員 公明党の堀でございます。通告に従いまして、質問させていただきます。

◎１、行政改革

１、マイナンバー制度について

２、財政健全化計画について

最初に、行政改革ですが、マイナンバー制度が設立されまして2年半を迎えました。当初メリットとデメリットの説明も十分受けてまいりましたが、メリットの部分で行政の改革がされる、簡便化される等々の話もありました。また、利用する市民の側も手続が簡単になるというような説明を受けておりますが、現状どのような状況になっているのか伺いたいと思います。

○議長 堀議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 マイナンバー制度につきましては、例えば行政機関におけるさまざまな申請等の手続に際して添付書類が不要となるなどの負担軽減や不正受給の防止といったことが制度の効果として挙げられます。平成29年11月からマイナンバー制度の本格運用がスタートし、一部年金事務でのマイナンバーの利用開始時期はおくれたものの、全体としてはおおむね順調に運用されており、本市におきましても各種法定事務において情報連携による情報の照会や提供を行っているところでございます。本市といたしましても、市民の皆様が安心してマイナンバー制度を信頼していただけるよう、その取り扱いには十分配慮を行うとともに、適切な制度運用に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 堀議員。

○堀議員 私もそういうふうになるものだというふうに思っていましたけれども、先日近親者が亡くなりまして、その時の手続が多分滝川1カ所で終わるかなというふうに思っていましたけれども、なかなかそういうことではなくて、たまたまケースが滝川に本籍があって現住所が地方にあったということでありましたけれども、保険の内容によっては滝川、その他の部分については現住所のところというようなことで、書類をその都度用意をしていかなければならないというようなことがございましたけれども、年金事務所にも電話したのです。1回で終わらせたいと思っていましたから。でも、そのようなネットワークの関係の話はされず、やっぱり戸籍謄本が必要だとか、いろいろなことを言われました。どこまで進んでいるのかなというのが単純な発想で今回の質問に至っているわけですが、市民は多分今後はそういう、現職中の人でしたら何かで失業したといったらハローワークに行き、年金も払えなくなったといったら半額申請をしたいとか、さまざまなことが起きると1カ所で済むと思っているのです。ところが、そうっていないのではないかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 ただいまご質問のありましたマイナンバーカードの活用の面でまだまだ連携が足りないのではないかなというご疑問もあるというお話でございますが、例えば年金事務に関しては27年に発生しました不正アクセスによる情報流出というところで、ことしの3月5日から情報連携できるようになりましたので、そういったこともあったのかなというふうには思います。しかしながら、添付書類だとか、そういったものがマイナンバーカードで簡便になるというところにはまだ至っていないのかなというふうに思っております。また、例えば親が亡くなったときとか、そういった場合の手続については、残されたご遺族の方、請求者とマイナンバーカード、要するに個人情報連携するということはちょっと考えられませんので、そういった部分ではやっぱりお手数を

おかけしているのがあるのかなと。

ただ、最近では厚生労働省で２０２０年度から健康保険証がマイナンバーカードでできるとか、そういった検討もされておりますので、これからなのかなということで考えております。滝川市内では４，０００枚ちょっと、マイナンバーカードが交付されております。これは道内でも非常に高い、１３番ぐらいだったと思うのですが、かなり必要とされている方がいるのかなというふうに思っております。これからなのかなというふうに考えています。ご理解いただきたいと思えます。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 わかりました。なるべくスピーディーにうまくいくように、国にも要望したほうがいいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、財政健全化計画についてのお尋ねをいたします。年度当初市長は、市政執行方針で事業見直しについて、職員の業務改善について非常に熱っぽくお話をされていまして。今までにとらわれない行政改革を、過去にとらわれない行政改革をやっていくのだと。しかも、それはトップダウンではなくて、ボトムアップでやって、風通しのいい市役所にしなければならないということ行政改革の第一の目標に挙げておりました。そこで、お尋ねをしたいのですが、そういう市長の思いを受けて、半年たちましたけれども、今取り組んでいることはどういうことがあるのか、それをお伺いいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 業務改善という視点でのご質問だと思いますが、事務事業の見直しを進めていくためには、仕事そのものの必要性や効率性を常に振り返ることが重要であるというふうに考えているところでございます。以前堀議員から、本会議におきまして作業の棚卸しや誰でもできる仕組みをつくる業務の標準化という視点についてご提案をいただいたところでございます。先ほどのご質問の中にもありました業務改善につきましては、仕事のやり方あるいは時間の使い方を工夫し、職場内で互いにチェックする中で業務の無理、無駄、むらをなくする。そして、能率的かつ効率的な仕事の進め方につなげていくということが重要な視点であるというふうに認識しているところでございます。これまでも各所属におきましては、業務の年間あるいは月間スケジュールを立てて進捗管理に努めているほか、業務マニュアルを作成し、処理手順を課あるいは係内で共有し、担当者ごとにばらつきをなくし、処理時間や処理結果の均一化を図る取り組みを進めているところでもございます。また、自分たちの業務を改善するための業務改善研修を通じ、職員の気づきや意識改革の醸成にも努めておりますし、今年度からはネットワークの無線化に取り組み、ペーパーレス化や会議時間の短縮など事務の効率化を図りたいというふうにも考えているところでございます。ここ数年働き方改革が注目されておりますし、今後におきましても職員一人一人が自分の仕事、自分の係の仕事、自分の課の仕事をいま一度見直すといった視点を持ちながら業務の改善に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 行政改革は、財政再建のために大きな柱になると思いますので、どうか前向きによりしくお願いいたします。

◎2、福祉行政

1、介護福祉について

続きまして、福祉行政、介護福祉についてお伺いをいたします。2025年には5人に1人が認知症を患うと予想されております。公明党のアンケート調査では、現役の50歳代、60歳代の老後の不安は何ですかという質問に対して、家族や自分が認知症を患うことであるという返答でございました。アンケートの中では、認知症の知識を学び、できる限り予防に取り組みたいと思っているということでした。そこで、お伺いしたいのですが、本市も当然こういう取り組みをしているというのは私もよく存じておりますが、本年度もあわせて今後どのような取り組みで介護予防の中の認知症対策についての取り組みをされるのかお伺いいたします。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ことし3月末の滝川市の高齢化率は34.0パーセントです。このうち、認知症を原因として支援が必要な方は11.4パーセントと昨年より若干低下しておりますが、今後さらなる増加は確実に予想され、さらに介護予防に力を入れなければならないと考えております。認知症を予防する普及啓発といたしまして、依頼に応じました出前講座、認知症予防の講演会、認知症サポーター養成講座などを開催しております。老人クラブと出前講座では、脳トレ体操、脳力トレーニング体操の実施など、自宅でも簡単にできる効果的な取り組みを紹介しております。また、認知症予防教室の全市的な展開を図るため、いきいき百歳体操の中で、運動しながら考えるという2つのことを同時に実施することで認知機能の予防に効果があるしゃきしゃき百歳体操なども実施しております。お話にありました五、六十歳代からの認知症予防は生活習慣病の予防が重要であるため、健診受診率の向上や早期治療できる健診事後フォローに努めてまいりたいと考えております。また、早期発見が重要だと考えておりますので、物忘れ相談や認知症初期集中支援チームの活動など、周知徹底をさらに図ってまいりたいと考えております。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 2番目に入ります。介護事業は、本当に周知が重要な課題であるというふうに考えております。先ほど部長が答弁していただきましたいろんな事業に対しても、知らないという方が結構多くて、それが一つの課題だと思います。広報や介護ブックなど、本当に丁寧に説明されているのを私も拝見していますので、すばらしいと思っているのですが、50代、60代の人たちが広報をそこまで真剣に見たりしていないのが実情でないかなというふうに思います。そこで、各市町村の取り扱い等々をちょっと調べてみましたが、介護に対しての直接の紹介ではございませんでしたが、いろいろな市町村のネックになっている部分を広報だとか、ブックだとか、小冊子だとかでやっていたのですけれども、なかなか進まないということで、携帯電話のアプリを使ってその効果があるというふうなものを発見しました。二、三カ所ありました。当市においても、周知努力のためにこういうようなアプリを使ったりなどして周知を本当に深めていく、広げていくということが大

事であるというふうに私は考えますが、見解はいかがでしょうか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 介護事業の周知につきましては、広報たきかわを初めとした紙媒体による方法のほか、エフエムなかそらの活用、いきいき百歳体操教室など多くの方々が集まる場所を活用して職員からの直接の周知などさまざまな手法により実施に努めております。また、介護保険事業計画の策定にあわせ、高齢者向け事業の全般につきましてサービス利用の手引の全戸配布による周知も行っております。ご質問のありました携帯電話のアプリケーションを活用したさらなる周知ということでは、現在市の公式ホームページのほかに、市の公式フェイスブックによる情報発信なども開始しておりますが、より積極的な情報発信、特にお話にありました若い世代への重要性は十分認識しております。今後におきましても、携帯電話を含めたさまざまな方法によるより効果的な情報発信の検討については続けてまいりたいと考えております。

○堀 議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして堀議員の質問を終了いたします。

館内議員の発言を許します。館内議員。

○館内議員 日本共産党の館内でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告にのっとり質問をさせていただきます。

◎1、市民生活行政

1、合葬墓について

市民生活行政、合葬墓について質問をさせていただきます。合葬墓の設置に当たり、アンケート調査を行った市があります。それらの市におきましては、合葬墓が必要と答えた方の割合が江別市では85.5パーセント、恵庭市では68パーセント、根室市では66パーセントとなっており、美唄市では67.4パーセントの市民が合葬墓の設置を希望していると聞いております。また、深川市では、親類縁者がいない方などさまざまな事情でお墓の継承、焼骨の管理が困難な方がふえてきているという実例があり、お墓で困っている方への選択肢の一つになるように合同墓の運営を始めたということです。本市やほかの自治体は、同じような悩みを抱えているのではと思われます。本市においては、近郊もしくは市内にある数カ所のお寺は独自の合祀墓、共同の墓地を建立し、管理をしているとの話も聞いております。ただ、市民の中には、お寺の檀家ではない方や無宗教の方もいると思います。そのような市民のために、市が運営する合葬墓の必要性についてお伺いをいたします。

○議長 長 館内議員の質問に対する答弁を求めます。市民生活部次長。

○市民生活部次長 館内議員のおっしゃられるとおり、最近では新聞報道等で合同墓、合葬墓を初めとする永代供養の新しい形が注目されており、お墓の承継者がいないご夫婦向けや友人、仲間など宗派や血縁関係に縛られないタイプのお墓、あるいは少人数用の安価なお墓など、さまざまな形があります。ここで滝川市における墓地の使用許可状況について説明させていただきたいのですが、5年前の平成24年は58件でしたが、平成29年は25件と約半分まで減少しております。また、

墓地を返還される件数は昨年２９年度３５件で、使用許可の件数を上回っております。さらに、滝川市からほかの自治体のほうに改葬する方が２９年度は１８２名もおりまして、近年の墓地の継承、維持管理の難しさを反映しているものと想像しております。館内議員がおっしゃられるとおり、道内他市の合同墓等に関する情報は把握しておりますが、我々の窓口などで市民の方から合同墓等に関するご要望、ご相談というのが昨年度に１件ありましたという状況ですので、現時点で直ちに設置する考えはありません。しかし、今後も道内他市の取り組みを注視しつつ、引き続き情報収集を行い、市民のニーズに合った墓地のあり方について検討してまいりたいと思います。

○議 長 館内議員。

○館内議員 今の現状をお聞きしまして、予想以上に墓地を返される方がふえてきているのだなということが確認できました。先日民間運営の霊園の広告が新聞折り込みという形で入ってきたのですが、皆様も多分見ておられると思います。民間の企業ということで多様なお墓の提案がなされているということで、樹木葬と名乗っている共同のお墓もあるようですが、本市としては市民の要望に応えられるような合葬墓以外のお墓、例えば個人で使われる区画を細かく分けたものについても検討されているのか、まだ先だと思われますが、検討されているか、また考えているかお伺いいたします。

○議 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 今議員がおっしゃられたとおり、民間運営の霊園を中心に、社会の変容や家族のあり方の変化を受けて、多様なお墓の形があります。民間運営のようなお墓ですとか墓地、霊園等について現時点では考えておりませんが、今後も道内他市の取り組みを注視しつつ、引き続き情報収集を行い、市民ニーズに合わせるような墓地のあり方について検討していきたいと考えております。

○議 長 館内議員。

○館内議員 恐らく１項目め、２項目めのことについてアンケートをしている自治体もあれば、しない自治体もあると。滝川市においては今のところはしていないということなのですが、市民の声が実際に聞こえてこないというのはちょっと残念なことだとは思いますが、今後市民に対するアンケート調査だったりとかをする可能性はあるでしょうか、お伺いいたします。

○議 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 アンケートについての再質問でございますけれども、必要かどうかという市民ニーズを把握するためだけにアンケートをするという考えはありません。ある程度滝川市としての考え方を整理した上で、市民に確認したいことをきちんと整理した上で、その段階になってアンケートはあり得ると思いますけれども、今の段階では考えておりません。

○議 長 館内議員。

○館内議員 少しずつ合葬墓を設置している自治体がふえてきている。また、それを考えている自治体がふえているということで、千田副市長にお伺いしたいのですが、副市長としての見解をお尋ねいたします。

○議 長 副市長。

○副市長 次長と同じ答弁となりますので、よろしくお願いします。

○議長 長 館内議員。

◎2、行政運営

1、市職員の住宅手当について

○館内議員 次の項目に移らせていただきます。行政運営ということで、市職員の住宅手当のことについて、先月新聞などの報道で話題になりました札幌市の住宅手当の不正受給について、市民の方から滝川市は大丈夫なのかという声がありまして、質問をさせていただきます。新聞報道によりますと、札幌市は賃貸住宅に住む職員に最高で月2万7,000円の住宅手当を支給と。同市によると、公務員では親族間の契約でも住居手当の支給が一般的になっているが、昨年12月、市に匿名で不正受給の通報が寄せられ、調査してきたということです。札幌市が主に調べたのは、親族と賃貸契約を結ぶ322人で、19人の不正受給が判明したと。これは、北海道新聞5月16日付の朝刊に書いてありました。恐らく札幌市での、年に1度かわかりませんが、定期調査以外はチェックをしていなかったのかなと思われるのですが、また職員が住む場所や契約変更の際職員が市に対しての届け出を怠ったことがもしかしたら親族間の契約などで大きな不正を生む結果となってしまったのではないかと思います。本市としては札幌市のような不正が起きないようにチェック体制はできているのか。また、改めて実態調査を進める予定はあるのかお伺いをいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 市職員の住宅手当についてのご質問でございますが、札幌市職員による住居手当の不正受給問題の報道を受けまして、当市においても調査を行った結果、不正受給事案は確認されませんでした。ご質問にありますチェック体制についてでございますが、認定時においては必要事項を記載した住居届を賃貸借契約書及び賃料の領収書等とともに提出させ、内容を審査した上で支給を決定しております。また、支給開始後の定期的な確認については、年に1回、住居種別、扶養状況及び扶養親族の居住状況などについて全職員から書面で申告させ、確認を行うとともに、住所または通勤状況の変更に関する届け出があった職員に対しては住居届の提出漏れがないかを確認し、未提出であれば提出するよう指導しているところでございます。今回の事案を受けまして、庁議の場におきまして改めて職員に対し、状況に変化があった場合には速やかに届け出をするよう周知を行ったところでございますが、今後も制度の適切な運用に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○館内議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして館内議員の質問を終了いたします。

清水議員の発言を許します。清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。まず、冒頭、一昨日の大阪市を襲った地震で亡くなられた方、また被害を受けられた方が多数いらっしゃいます。心からお悔やみと、またお見舞いを申し上げたいと思います。大都市大阪市を襲った地震、当初は皆さん本当にどんなことが起きるのぞろ

うと。私も思いました。危機管理に責任を負う自治体、また議員として気を引き締めて仕事をしていくことを改めて痛感をいたしました。

それでは、通告に従いまして、進めてまいりたいと思います。

◎ 1、財政政策

1、起債償還について

2、市の子育て世帯助成について

3、市庁舎起債償還終了による子育て支援の強化について

まず、財政政策ですが、起債償還について伺います。市の借金である起債償還についてですが、本市の財政の最大の特徴、これは経常収支比率、これが平成26年度99パーセントで、35市中、夕張市に次ぐ2位でした。また、平成28年度では若干改善がされ、97パーセントで6位と改善されておりますが、道内でも群を抜いて自由に使えるお金がないことには変わりありません。経常収支比率が悪い第1の原因は、施設の維持管理費ということです。また、それに並んで、毎年返済しなければならない起債償還額の絶対額も大きいことがその理由となっております。そこで、一般会計の起債残高、またこのうち臨時財政対策債の残高、交付税措置額を除く起債残高について伺います。

○議 長 清水議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 起債の償還についてご答弁をさせていただきますが、まず清水議員のただいまのご質問の中で平成28年度、97パーセントで6位というお話ございましたが、正式には97.3パーセントで7位ということでございますので、その点まずもって申し添えたいと思いますが、平成29年度末一般会計の起債残高につきましては約169億1,000万円となります。このうち、臨時財政対策債の残高につきましては約72億3,000万円となります。交付税措置額を除く起債残高につきましては、交付税措置額は総務省で示す理論償還値により算出するため、実償還額との差異はございますが、おおむね55億7,000万円が交付税措置額を除いた起債残高になります。以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 この起債残高というのは市民の方には非常にわかりづらいのですが、今の答弁をわかりやすく理解しようとする、借り入れ残高の表に出てくる金額、名目残高は169億円です。このうち、臨時財政対策債というのは借りたときに、100パーセント返すときに交付税で国が出しますということですから、返済時には市の負担がゼロの起債、これが72億円。そして、このほかに滝川市が借金を返すときに国が負担しますというのが55億円。つまり169億円のうち、市民が負担をしなければならない一般会計の残高は42億円ということがよくわかりました。この42億円というのは、起債残高は全道35市中でいうと滝川市はたしか31位、32位までいってございまして、ただでさえ低いのが非常に改善をされているというふうに思います。

それでは、次ですが、市の子育て世帯に対する助成についてですが、滝川市単独及び……

(何事か言う声あり)

○清水議員 今後ろのほうで、何か私の解釈が間違っているかのような不規則発言がございました。私が間違っているのはこれからの質問に支障が出ますので、私の言ったような解釈でよいのか確認をいたします。

○議 長 若干休憩いたします。

休憩 午前１１時１５分

再開 午前１１時１７分

○議 長 会議を再開いたします。

答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 時間をとって申しわけございません。

先ほどの答弁は、答弁自体の数字は問題ないのですが、まず一般会計の起債残高については１６億１，０００万円、このうち臨時財政対策債の残高が７２億円という部分でお話ししましたがけれども、先ほど議員がおっしゃられたように、臨財債は交付税対象になりますというようなことでおっしゃられましたので、実際交付税の対象となる額については１１３億４，０００万円という形になりますので、単純にその差し引きの５５億７，０００万円が交付税措置を除いた起債残高ということになります。非常にわかりづらい部分の答弁だったと思いましたので、申しわけございません。よろしくお願いします。

○議 長 清水議員。

○清水議員 ということで、大体起債は１０年サイクルぐらいで返済していきますから、１年当たり５億５，０００万円程度税金から支払わなければならないと、そんな押さえで私は次に進めたいと思います。

それで、市の子育て世帯に対する助成制度ですが、滝川市が単独で、また国や道の交付金等を活用した子育て世帯助成について伺います。いわゆる独自の世帯助成というものです。つまり生活保護だとか、母子扶養手当だとか、そういったものは除くということで、まず主な事業名、上位５事業と一般財源額、またそれ以外の事業数と一般財源総額について伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 滝川市単独事業及び国、道の交付金等を活用した子育て世帯助成について一般財源の多い上位５事業について申し上げます。まず、１位については乳幼児等医療費助成、一般財源額につきましては３，６８３万８，０００円。２番目が準要保護児童生徒給食費援助、これは一般財源額が２，９９５万６，０００円。３番目につきましては、私立幼稚園就園奨励費、一般財源額が２，９４３万８，０００円。４番目が保育料１０パーセント減免、一般財源額につきましては１，９７０万４，０００円。５番目につきましては、國學院大學北海道短期大学部修学奨励金、一般財源額につきましては１，３００万円となっております。また、この５事業以外の事業数と一般財源額の総額につきましては、１４事業、４，８２４万７，０００円となっており、全事業に係る一般財源総額につきましては１億７，７１８万３，０００円となります。なお、ただいま申し上げました数

字につきましては平成29年度の当初予算ベースということでお答えしておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今回は、子育て世帯に対する助成をなぜ取り上げたのかというと、次の質問に移るわけですが、市庁舎起債償還終了による子育て支援強化についてということでご提案をさせていただきたいと思います。起債残高、先ほどの169億円、このうち市庁舎建設のために借り入れた返済が2020年度に終了することは、市の財政にとって小さくはないと考えます。毎年度1億6,725万円を20年余りにわたり交付税措置なしで全額市民の税金で返済し続けたものが終了するのです。2021年度以降は、医療費助成、給食費助成、就学援助の部活動費などの未支給部分など、空知管内でも他市町よりおくと市民が考えている子育て世帯に対する支援と市長が掲げた就学前医療費無料化、実現済みや給食費の段階的無償化、保育料軽減、これについては1割については実現をしております。などの子育て負担軽減などの事業実施に向け検討を進めるべきと考えますが、見解を伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 市庁舎の起債償還が終了することは、市の財政にとって大きなことであるということとは間違いのない事実であります。ご承知のとおり、市の当初予算においてここ数年は少なからず基金を取り崩すことにより編成してきており、予算化が必要と考えられる課題も多い中で、庁舎の起債償還が終了したことをもって財源をそのまま新たな施策に振りかえられる状況にはないのが実情でございます。また、現在財政健全化計画に取り組んでおり、市民の皆様のご協力のもと、おおむね順調に進んできておりますが、この起債償還の終了に関しても計画上当然織り込み済みのものがございます。政策形成過程においては、政策協議や予算協議の過程を経ながら、さまざまな課題の中から優先度や費用対価などを考慮して施策を吟味しているところでございます。子育て施策に関しましては、可能であればさらに施策を充実させたいという思いはございますが、限られた財源の中で総合的に判断せざるを得ない状況であります。子育ての負担軽減についての検討をという趣旨のご質問でございますが、今後国の施策にも注視していくとともに、負担軽減に限らず、幅広い視点から子育てしやすいまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 これは、市長の考え方が全ての質問だと思ってしております。そこで、市長にお尋ねをいたします。市長は、常々子育て支援については力を入れてこられていることは私も承知をしております。ただ、一方では、他市町との比較について、特に医療費の助成についてはこれは一定人口のあるまちは大変なのだと、国で制度化ということ、これは繰り返し述べられています。しかし、ここは住民の皆さんにとってはどうして滝川市だけこんなに、いまだに就学前なのかと、ほかには中学校、高校卒業までという中で非常に大きなギャップになっているというふうに思います。また、国では来年の10月からの消費税増税のときに増税したらやるのだという、そういったメニューが今出されつつありますが、その中には医療費無償化を国が財源化するということは、私はそう

いう報道は見たことがございません。やはり国はそういうふうには動いてこないというか、今の段階ではそういう動きは見られないと。消費税を上げるときにやらないのなら、これは当分やられないだろうと私は思わざるを得ません。そういう中で、子育て世帯に対する市独自助成の金額が一般財源が1億7,700万円、こういう中で、織り込み済みとはいいいながら、1億6,700万円、ほぼ同額の一般財源が平成33年度から浮くのです。それは、市の言い分はあります。市の言い分はあるけれども、市民の言い分もあるのです。だから、そこをきちっと具体的に述べないと、いつまでも抽象的な市長の表現ではもう住民は我慢できないのではないかというふうに思いますが、市長の見解を伺います。

○議長 市長。

○市長 ただいまの清水議員のご質問でございますが、私も確かに子育てというものは大変大切でございますので、でき得ればそのようなことに持っていきたいという考えは持っております。しかし、先ほどから答弁させていただいており、財政健全化の中には織り込み済みでございますし、ほかにもさまざまな要因がある可能性もあるわけございまして、今ここでやりますということは明言できない状況であるのはご理解いただきたいと思ひますし、私の任期は来年の4月まででございますので、2020年度以降の市庁舎償還が終わったときのことについてはなかなか触れられない立場であるというのもぜひご理解いただきたいなというふうに思う次第でもございます。今後市において、今の清水議員のご提言をしっかりと検討しながら、子育て世代の皆さん方に納得していただけるような政策を充実していくように心がけていきたいと思ひますので、いろいろとご指導いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 来年度立起するかどうかということを一般質問で聞くのは、共産党の役割ではないのです。ですから、それを一回抜きにして、前田市長といえば給食費無償化と、こういう時期もあったわけです。私は、より具体的に説明する必要があると。現時点において、ここで私が挙げている中でいえば、大きなものはやはり医療費の無償化年齢を引き上げる、あるいは給食費の段階的無償化、こういったものにこの1億6,700万円のうち一部でもやれば、かなり実現するのだというふうに思うのです。そういう点で、この2点について今の時点で言える範囲で結構ですけれども、より具体的な答弁をお伺いしたいと思ひます。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまの清水議員のご質問でございますが、議員おっしゃるとおり、私は当初給食費の無料化という公約を掲げさせていただきました。その後、この議会においてさまざまな質問をいただきながら、その難しさ、やりたいのだけれども、できない。大変なのですというご答弁をさせていただいてきたと思ひます。現在もそのような状況ございまして、今ご質問のあったように幾つかでもこれはというものをいせと言われても、財政健全化を進める中においてもっとしっかりと検討しなければいけない。市民サービスを少しでも低下させないための努力も必要でございますので、今後の検討課題ということで先ほどもお答えしましたけれども、そのようにお考えいただ

きたいと思います。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 こういうご答弁では市民は何にもわからないと。財政も難しいし、市長のお考えもわからないということになってしまいますので、次からの答弁はできるだけ具体的にいただきたいというふうに思いますが、土木行政に移ります。

◎2、土木行政

1、除排雪について

除排雪ですが、多くの市民が排雪と除雪の抜本的な改善を望んでいます。市は、降雪量8メートルを想定して予算を組み、必要に応じて補正予算で対応しています。状況は、年間降雪量が多い場合はもちろん、昨年11月、12月に積雪が多く、市内バス路線がとまるなどの問題が生じています。抜本的改善のためには人手不足とダンプ、重機の確保、雪捨て場、予算などの障壁を解決する必要があります。そこで、雪捨て場の現状と対策について考えたいと思います。

まず、ロータリー排雪で雪捨て場が遠いとダンプの循環が悪いため、時間も費用もふえます。遠い地区の排雪の状況について伺います。

2点目は、これまでに行った排雪速度を上げる改善の検討について伺います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 雪堆積場までの距離が遠い地域の排雪については、作業効率を考慮いたしまして運搬車両の台数をふやすなどの対応をしております。そのことで作業時間や道路閉鎖の時間短縮に努めているところでございます。このような地区において仮に雪堆積場まで遠くない地区と同様の方法で排雪作業を行った場合、半日で終わる作業が1日かかる作業となると地区もあると想定されております。雪堆積場まで遠い地区では費用や時間もかかっているというのが現状でございます。そのことから、これらの作業効率や費用削減のために事前に運搬経路上の狭くなった道路を拡幅することや運搬先である雪堆積場の中の砂利道をアスファルト舗装にする整備、堆雪スペースの大幅な拡大を行うことによりダンプの運行時間の短縮や雪堆積場内での待ち時間の解消など、運搬サイクルタイムの短縮を図りながら排雪作業が効率的に進むよう努めているところでございます。今後におきましても、さらなる運搬排雪作業の効率化を検討いたしまして、取り組みが可能な手法については取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 そういう中で、市はこれまでそういう形でダンプの循環効率、循環速度を上げるためにさまざまな努力をされてきた。しかし、道路の排雪については住民の満足とはほど遠くて、たくさんさんの車の衝突を含め、命にかかわる状態が続いています。そういう中で、次の質問、これは提案ですが、雪捨て場は、堆雪場の維持、増設は環境や交通などの問題を抱えながら進めています。しかし、排雪を抜本的に改善できる可能性もまた潜在しているのではないのでしょうか。そこで、市街

地等に新たに市の堆雪場を持つことについての考え方を伺います。まず、市内には企業が所有している堆雪場が何カ所かありますが、これを市が借り上げることはできないのか。

2点目として、新たに市街地等に市営堆雪場を造営することはできないのか伺います。誤解なきように、2点目については市営堆雪場というのは一時保管場ということで、時間があいたらそれを小島町や江部乙や東町の基本的な堆雪場に運ぶということで、どんどん、どんどんそこに積み上げるということではないことはつけ加えたいと思います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 ただいまの雪堆積場の関係についてのご質問でございます。民間の除雪業者が個人宅から請け負う排雪作業のために雪堆積場が市内に数カ所あることは把握をしております。その堆積場を市が借り上げることについては、現実的にはかなり難しいものと考えております。その理由といたしまして、民間除雪業者の場合は比較的小さな限られた面積の土地を利用していることから、新たに公共排雪の雪を受け入れるほどの十分な面積を有していないことです。

次に、市営雪堆積場の造営については、これまでに市街地を含めまして市内各所にある市が所有する遊休地、あるいは民間が所有いたしておりますところを活用することができないものかと新たな雪堆積場の候補地選定とその実現性につきまして検討してきた経過がございます。しかしながら、雪堆積場の設置につきましては、融雪水の処理、あるいは重機による騒音などの周辺環境への影響や運搬車両の往来による交通障害など問題を発生することから、新たな雪堆積場の増設にはかなり大きな問題があると、そういうふうを感じているところでございます。このような理由から、現時点においては市街地内での新たな雪堆積場の実現には至っていない。広大な河川敷を雪堆積場として利用することが最適であると考えております。そんな中で、先ほど質問の意図についてご説明ありました。仮に雪堆積場のものを一時的に堆積する場所ができないかと、そういったご質問でございますけれども、昨年度の大雪等を経験いたしまして、緊急事態になった場合に臨時的に堆雪できるようなスペースについても今後選定をしていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 副市長に伺いたいと思うのですが、これは確実に予算がかかることです。8メートルの降雪を想定して、そして今答弁されたような豪雪の場合は臨時的に堆雪できる場所について検討したいと、そういった趣旨の答弁が出ましたが、必ずこれについては予算が伴う。そして、臨時的とはいえ、環境や交通などのことを考えると雪が降ってからということではないだろうと思うのです。それで、そういったことについては、トップの指導的というか、リーダーシップというか、これが本当に問われているなど。住民が本当に困っている冬の道路環境を改善するために、補正予算を組まないと、雪が降る前にやらないとできないことですから、こういったことを検討していく上での指導性というか、副市長のお考えを伺います。

○議長 長 副市長。

○副市長 清水議員から指導性を発揮せというお話です。清水議員からいつも質問いただいていますけれども、清水議員は市民が困ったら何でも市としてお金を出さなければならないというご質

問ばかりでございます。ただ、私どもとしてもお金が無尽大にあるわけでもございません。先ほど建設部長も言っていましたけれども、選定はしたいと、そういうところに手を打って検討はしていきたいということは言いましたけれども、これは確実にできるわけでもございませんし、総体的なお金もございますので、そのあたりはバランスということもございます。ここでやる、やらないという部分は、ほかの事業もありますし、いろんなことを考えながら進めていきたいと思いますので、そのあたりはご理解いただきたいと思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 安倍政権のもとでの地方自治体の悩みというのは私はよくわかりますので、頑張りたいということふうに思います。

◎ 3、教育行政

1、開西中学校の暖房機故障について

2、明苑中学校の用地について

次に、教育行政ですが、開西中学校の暖房機故障について伺います。今冬、開西中学校の電気蓄熱式暖房機 89 台のうち、美術室、技術室、音楽室、特別支援教室、職員室、校長室、用務員室などの各室の一部または全部で合計 27 台、30 パーセントの台数が使用不能や故障になりました。その使用不能や故障の都度電気ストーブや灯油ポータブルストーブで補ったため、大事には至りませんでした。しかし、メンテナンス会社が倒産し、韓国のメーカーも対応せず、89 台全台が使用不能になり、学校に多大な支障が出る可能性が十分にある事態だったのではないかと伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 開西中学校の暖房設備の関係でございます。今可能性というようなご質問でございましたけれども、そういう面でいきますと全台が故障する可能性もあったでしょうし、一部の故障でとどまったという可能性もあったと思います。今回の場合は一部の故障にとどまり、生徒の授業には影響がなく、学校運営にも大きな支障はなかったということでございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 危機感が薄い答弁のように聞こえるのですが、全台が故障または使用不能になる可能性はあったというご答弁です。最悪の場合は全ての暖房機が停止する可能性がある中で、保護者、また教育委員会には 6 月 1 日時点では報告していないことが総務文教常任委員会での私の質問に対する答弁で明らかになりました。27 台、30 パーセントが次々に使用不能や故障になる中で、なぜ教育委員会を開かなかったのか、市長には経過報告をしているのか伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 6 月 1 日の総務文教常任委員会、この場でもお答えしておりますけれども、不確定な可能性という段階では教育委員会を招集して報告をしております。学校運営に重大な支障が出るという場合には速やかに報告をいたしております。今回の場合は、先ほども申し上げましたけれども、影響がないというところで報告はしておりませんでした。また、市長については報告をして

おります。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 これは、全台停止するとどういふふうになるか。おそらくこれは臨時休校、学校に行っても教室全部寒いですから、授業できません。体育館やロビーだけでは授業できませんので、恐らくそれが起きた当日は臨時休校になると思うのです。そして、復旧、あるいは別の学校を使うとか、こういったことが予測されたのです。1台とか2台ではなくて、3割、27台がそういう事態になったわけですから、部長が今言われた不確定な可能性という段階は既に通り越していると、非常に危険な状態にあったというふうには私は思います。そこで、教育委員の皆さん、滝川市は今教育長を含め5人の教育委員が教育委員会を形づくっていますが、教育長を除く4名の教育委員の方々は非常勤です。しかし、教育委員としての服務が法律で規定されていまして、児童生徒等の教育を受ける権利の保障に万全を期して教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならない。万全を期すとされているわけです。しかし、非常勤なのです。ですから、教育委員会を開いたり、あるいはファックス、電話等で状況をお知らせする。こういったことがなければ、教育委員の皆さんはこの服務を果たすことがないのではないのでしょうか。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 まず初めに、教育長は教育委員ではありませんので、そのことは申し上げておきたいと思います。今の制度では、教育長は教育委員ではないということです。

それから、これは恐らく見解の相違になると思いますけれども、先ほど申し上げましたとおり、不確定な可能性という段階で、可能性は否定はしませんけれども、そういう段階で教育委員には報告はしておりません。事実、子供たちの授業といたしますか、そこには支障がなかったわけです。ただし、そういうことが目前に迫ったということになれば、当然それは報告するということになります。ですから、ちょっと質問と答弁がかみ合わないかもしれませんが、そういうことであります。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 見解の相違では済まされないと思います。私は、教育委員の皆さんに、これは来週教育委員会が開かれるはずですから、そういう予定になっているそうですから、そこで教育委員の皆さんが今回知らされもしなかったということにどのようなご意見を述べられるのか注目をしたいというふうに思います。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律改正が2015年に施行されました。地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化などが内容です。教育長、市長の責任のあり方、危機管理のあり方として適切な対応と言えるのか伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 まず初めに、2015年の法律改正のことについて述べられておりますけれども、そのときの法律改正の趣旨というものは今回の件と直接的に結びつくものではないということは最初

に申し上げさせていただきたいと思います。

それから、故障した設備の修復に向けて教育部、それから市長部局の関係課、それと電気工事業者と連携をしまして対応した結果、先般の総務文教常任委員会でご報告をしましており、修繕のめどが立ったというところでございます。ご質問の中に教育長、市長の責任のあり方という部分がありましたけれども、ここの意味合いが十分に私は理解できているかどうかわかりませんが、まず一義的には教育委員会というのは独立した行政機関ということであります。教育長は教育部の事務執行の責任者であり、事務局の指揮監督者であるということでもありますから、当然教育長には報告をし、都度指示を受けておるということでございます。今回の件につきましては、市長からも経過報告の折に直接指示を受けて進めておりましたので、先ほども申し上げましたけれども、改修作業においては具体的に言いますと建築住宅課の職員にも助けていただきましたし、予算面では財政課にも相談をしながら進めていたというところでございます。そんなことで、市長部局とも連携して対応していたということだと思います。

また、危機管理というご質問もございましたけれども、この部分でいきますと、私たちの反省すべき点としましては、ご質問にもありましたけれども、メンテナンス業者、これが倒産した段階で将来的に故障した場合を想定した対応策、これを決めていなかったということについては、これは十分な事務処理ではないということで、ここは十分に反省しなければいけない。そのときに何か対応策を決めておけば、今回のような混乱はなかったのではないかなという反省はあります。そんなことも踏まえて、今回は修復のめどが立ちましたけれども、今後また不測の事態があった場合にといいことも考えながら、今その場合の対応策も含めて検討しているというところでございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 新制度での教育長の権限が今までと全く違うわけですが。教育委員長というのがいらっしやったわけだけれども、今は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。また、招集者も教育長になっております。こういう中で教育行政、学校の運営、これを支障なくやっていくために、教育長にお伺いしているのですが、今回はなぜ私が危機管理ということと言ったのか。例えばインフルエンザ、あるいは災害時、雪や雨が多いときの集団登下校などについては、各学校で一定の基準で対応が決まっています。しかし、今回のこの問題は全く基準がないのです。しかし、いつ臨時休校になるかもわからない。こういったときに、まさに危機管理です。危機管理というのは、その可能性が、30パーセントもいってしまっているわけだから臨時休校しなければならないという可能性もある中で、教育長は臨時休校の可能性もあるな、そうなったらどうしようとか、そういうことについて、危機管理上どのように教育委員会事務局の報告を受けて教育長はその当時お考えになっていたのか、リアルにお伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 ただいまの質問に答弁させていただきますけれども、危機管理ということでは、招集だけが危機管理ではないというふうに思っています。可能性があるか、ないかでいけば、可能性はある。それは確かです。ただ、可能性の大きさの部分でいけば、いろいろ業者さんにも情報収集する中では、復旧できる見込みも十分あるというふうに私は感じていました。十分といっても、

完全な自信があったというわけではないですけれども、そして部長が先ほどお話ししたように明らかに危機が近づいている可能性が高まっているということであれば、それは当然招集しますが、一般的に委員会の招集というのは基本方針の決定のために招集するのが基本で、そういう設備とか、そういったものについては危機が完全に大きいと判断される場合だと思っています。それは、私の責任においてその都度判断したい。基準をつくるというものではないですし、基準をつくれないものもたくさんあります。その都度私が判断して、先ほど責任という言葉もありましたけれども、責任はそれを決定した以上、招集しなかった場合も何か起きれば当然とるべき責任はとりたいと、当然教育長を務めるからにはそれぐらいの覚悟はあります。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 これは、幸いにしてそういう事態には至らなかったと。しかし、これが復旧したのは6月の出来事です。2月、3月には復旧の見通しは全くなかったということだけは事実です。

次に進みますが、日本共産党市議団は、4月末に私は総務文教常任委員の方々に説明をするということで状況説明を受けました。大きな問題と考えて調査を始め、5月28日には緊急市政報告会を開催し、市民の意見を聞きました。大きい施設の暖房はボイラーが複数台あるので、危機管理ができています。開西中は制御システムが故障した場合の対策がないのか。砂川市の小中学校でも電気蓄熱式暖房機が使われているが、システムが故障しても1台ずつ動かせると思う。国内で実績がない韓国製品、しかもメーカーもはっきりしないような設備を決めたのは誰か。国内製品と比較してきちんと選んだのかなどのが声が寄せられました。そこで、お伺いをいたしますが、この暖房システムは機種選定時に国内、国外の普及実績をどのように勘案したか。また、なぜこのようなメーカー品を採用したのか。また、性能や価格ですぐれていたのか。また、当時は同等の仕様の国産品はなかったのか伺います。

○議 長 12時を回りますが、清水議員の一般質問を終了して休憩に入りたいと思いますので、このまま続行させていただきます。

答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 暖房機器の機種の選定に関するご質問でございますけれども、設計図書には暖房機やシステムなどの能力等が記載されておりまして、メーカー名や商品名、製造産地などの記載はありません。請負業者は、能力を満たす機種やシステムを自由に選択することができます。当時の蓄熱暖房機ですけれども、これは国外から発祥したものでございまして、その販売につきましては国内3社と国外4社が行ってございました。今回採用いたしました蓄熱暖房機については、そのうちの1社が販売したものでございます。採用した蓄熱暖房機につきましては、暖房機の能力やシステムの制御方式等が設計図書に記されており、要求性能を全て満たしておりまして、販売実績につきましても蓄熱暖房機本体については国内で8万台弱の実績がございました。北海道におきましても平成15年ころから家庭用としての販売が開始されていたものでございます。また、これらの暖房機を集中制御するシステムにつきましては、機種選定時の実績を記録した資料がないため、どのように勘案したかは不明ですが、今回改めて調査をしたところ、平成21年以降国内の保育所や小中学校

で7件導入された実績がございます。道内におきましても、岩見沢市の福祉施設において導入実績があったことを確認しております。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 機種選定時の大きな教訓にさせていただかなければなりません、状況はよくわかりました。

次に進みたいと思います。明苑中学校の用地について、これは非常に簡単に項目は書いてありますが、内容ですが、市立学校の建てかえ計画が平成28年度以降、給食施設などは一部あったかもしれませんが、いわゆる建てかえいうものについてはとまっています。理由は、国の補助金が不足して、耐震化を優先していると。ですから、補助を受けられないということですが、しかしそういう中でも、いつまでもとまるわけではありませんので、来年、再来年からこの基本計画などがまた復活する可能性もあります。必要なことは、どの段階でもいつでも手を打っていく必要があると思います。

そこで、まず1点目、現在のグラウンドの広さは国の基準を満たしているのか。

2点目、建てかえにはどの程度の広さを要すると考えているのか。

3点目、今の敷地では狭いということであれば、建設予定地の選定は事前に進める必要があるのではないか。都市計画マスタープランの部分見直しを行っている今、関連づける必要があるのではないかと思いますが、伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 明苑中学校の建てかえの関係でございます。

まず、グラウンドの面積についてでございますけれども、中学校設置基準というものがございまして、ここで校舎及び運動場の面積として定めがございます。平成30年5月1日現在の明苑中の生徒数で計算しますと、5,110平米、これが最低基準となります。現在のグラウンドは1万2,095平米ということで、最低基準の2倍以上の面積を有しているということで、面積的には十分であるということが言えます。

次に、建てかえに関する面積についてでありますけれども、本年度第1回定例会におきまして日本共産党の代表質問にお答えをしたところでございますけれども、現時点では文部科学省あるいは国全体で推進をされております長寿命化改修を行うことが望ましいということが今の現状の考えでございます。したがって、現状の躯体を活用し、現状の面積を基本とするということが一般的な考え方ということになります。

次に、都市計画マスタープランとの関係でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、現状での改修ということを一義的に考えておりますので、今のところそれとの関連はありませんけれども、今後計画が具体的になる段階ではそういったことも含めた考え方一つかなというふうには思っております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 明苑中学校のグラウンドについては、１００メートルの直線は斜めにしないとつくれない。ですから、ゴールした後にすぐ木があるという、あるいは校舎があるという状況で、気を使って授業を行わなければいけないと。あるいは、女子では８００メートル、男子は１，５００メートルというのが指導要領にあるわけですが、いわゆるトラックをつくるわけですが、今の面積では２００メートルのトラックだと。ですから、本来４００メートル、場合によっては３００メートルというものが望ましい中で、やはり狭いのではないかとということ以外に私は聞いたことがありません。だから、１０億円、１５億円、２０億円をかけてやる場合に、あのグラウンドのままやるというのは、皆さんびっくりされるかは別として、いろんなご意見は出てくるというふうに思います。

そこで、２点お伺いいたしますが、長寿命化の補助事業の場合、現在のあのグラウンドをあの広さ、あの形、あの広さといいますか、あの場所のあの広さでやらないと長寿命化の補助対象にならないのか。例えば横に少し、ほかの個人、法人が有している土地を新たに購入して少し延ばしたり、あるいは近くにある敷地に別個にグラウンドをつくったりすることをすれば長寿命化の対象にならないのかどうか。

また、２点目は、そういったこともあるので、私は早い段階でというか、基本計画の段階でそれは間に合うということであればいいのだけれども、明苑中についてはグラウンドが建てかえにおける一つのネックになっているというふうに思いますので、進め方についてお考えを伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 今グラウンドとの関係ですけれども、長寿命化というのは一時的に躯体の整備ということなので、グラウンドの整備まではここで確定的に申し上げられませんが、そこはちょっと関係ないかなというふうに今思っています。

それと、基本計画等々、具体的になるときに基本計画を立てるまでも市民の声をいろいろ聞きますので、その段階でグラウンドについても当然このままでいいのかどうかという議論がなされるものというふうに考えます。

○清水議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして清水議員の質問を終了いたします。

これをもちまして一般質問を終了いたします。

この辺で休憩に入りたいというふうに思います。再開は１３時１０分といたします。休憩いたします。

休憩 午後 ０時１０分

再開 午後 １時０９分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第３ 報告第８号 専決処分について（損害賠償額の決定）

○議長 長 日程第３、報告第８号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。

説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ただいま上程されました報告第8号 専決処分について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

専決事項は、車両損傷事故に伴う損害賠償額の決定であります。事故発生日時は平成30年5月29日午後5時30分ごろ、滝川市江部乙町4008番地先、相手方につきましては市外在住の個人の方でございます。損害賠償額は14万円で、市が加入する全国市有物件災害共済等の自動車損害共済保険が適用され、全額補填となる予定でございます。事故原因につきましては、観光イベントの撤収作業中、市道の路肩において公用車両が後退した際、後方に停止していた相手方原動機付自転車の方部部に当該公用車両の後方部が衝突し、損害を与えたものでございます。専決処分年月日は、平成30年6月12日でございます。

以上、報告とさせていただきます。

公用車両の運転につきましては、日ごろから安全運転を怠ることのないよう指導しておりますが、このような事故になりましたことを相手方並びに市民の皆様方に深くおわびいたします。今後におきましては、より一層安全運転の徹底に努めてまいります。まことに申しわけございませんでした。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第8号は、報告済みといたします。

◎日程第4 報告第4号 一般社団法人滝川国際交流協会の経営状況について

○議長 長 日程第4、報告第4号 一般社団法人滝川国際交流協会の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ただいま上程されました報告第4号 一般社団法人滝川国際交流協会の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきご説明申し上げます。

初めに、平成29年度の事業報告でございますが、お手元の資料1ページをお開き願います。Ⅰ、継続事業でございます。1、国際交流事業では1ページから3ページまで10事業を実施しておりますので、お目通しを願いたいと思います。

次に、3ページでございます。2、国際協力事業でございます。こちらについては3ページから4ページまで5事業を実施しておりますので、お目通しを願いたいと思います。

続きまして、4ページの3、国際理解事業でございます。これは4ページから6ページまで10事業を実施しておりますので、お目通しを願いたいと思います。

続きまして、6ページ、Ⅱ、その他事業でございます。その他事業、1、国際理解事業、これに

については6ページから8ページまで5事業を実施しておりますので、お目通しを願いたいと思います。

続きまして、8ページの2、調査・研究事業でございます。これは8ページから9ページまで5事業を実施しておりますので、お目通しを願いたいと思います。

続きまして、9ページ、Ⅲ、法人会計につきましては13ページまで各事業を実施しておりますので、お目通しを願いたいと思います。

続きまして、13ページの3、会員でございます。平成29年度は、正会員の個人が147口、団体が84口、賛助会員の個人が190口、団体が9口の計430口となったところでございます。

次に、平成29年度の決算状況でございます。14ページから25ページに記載をされておりますが、事業別収支計算書にて説明をさせていただきますので、24ページをお開き願います。平成29年度事業別収支計算書、中段の事業活動収入の計でございます。5,004万2,705円、同じページの下段の事業活動支出の計は4,413万266円となり、当年度の事業活動収支差額につきましては591万2,439円となりました。次の25ページをお開き願います。投資活動収支の部につきましては、投資活動収支差額がマイナス500万円となったところでございます。よって、事業活動収支差額591万2,439円から投資活動収支差額のマイナス500万円を差し引き、当期収支差額が91万2,439円となり、前期繰越収支差額402万5,279円と合わせて、次期繰越収支差額が493万7,718円となったところでございます。

26ページは監査報告です。

次に、平成30年度の事業計画でございます。28ページから33ページに本年度の事業計画が記載をされておりますが、28ページをお開き願います。本年度は、地域の国際化を一層推進するため、既存事業の深化を図り、多文化共生社会の実現に努めることとし、各種事業を行う予定となっておりますので、内容につきましてはお目通しを願いたいと思います。

次に、平成30年度の予算でございます。34ページから39ページに記載をされておりますが、事業別収支予算書にて説明をさせていただきますので、38ページをお開き願います。平成30年度事業別収支予算書、事業活動収入の部につきましては、中段の事業活動収入計が4,743万円、下段の事業活動支出につきましては支出計4,756万8,000円となっており、収支差額の13万8,000円につきましては前期繰越金を充てるものでございます。投資活動収支の部につきましては、収支差額マイナス400万円、予備費として79万9,718円の予算となっております。

以上、報告第4号の説明とさせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第4号は、報告済みといたします。

◎日程第5 報告第5号 一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況について

○議長 日程第5、報告第5号 一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました報告第5号 一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご説明申し上げます。

事業報告書の1ページをお開き願います。初めに、平成29年度の事業報告でございます。Iの学習機会の提供に関する事業でございますけれども、講演会、各種講座、資格検定などの実施状況についてまとめてございます。毎年実施をしておりますリブラーン講演会のほか、2に記載しております講座の実施については、8ページまでに記載のとおり52の講座を開催いたしましたところでございます。講座の内容につきましては、教養講座から健康、運動、趣味、実用、語学、体験講座など幅広く、市民の皆様の多様なニーズに沿うよう多くの事業に取り組んだところでございます。詳細については、お目通しをいただきます。

9ページから12ページまでは、資格検定を初め、その他の事業、会議の開催状況を記載しておりますので、これについてもお目通しをお願いいたします。

次に、決算報告でございます。14ページの収支計算書をお開き願います。最初に、事業活動収支の部ですが、事業活動収入の計、これはA欄でございますけれども、決算額1,106万198円、予算額に対しまして11万802円の減となったところでございます。減の主な要因としましては、会員数及び各講座の受講者数が見込みを下回ったことによるものでございます。次に、事業活動支出でございます。これはBの欄でございます。決算額1,363万8,588円、予算額に対しまして163万3,480円の減となったところでございます。これは、事業支出のうち、学習機会提供事業に要した経費で受講者数が見込みを下回ったことによる教材等の支出減とリブラーン講演会事業に要した経費で講師謝礼金が見込みを下回ったことによるものでございます。事業活動収支差額としまして、これはCの欄でございます。マイナス257万8,390円となったところでございます。

次に、投資活動収支の部でございます。収入につきましては、基本財産の取り崩し収入で800万円、これは定期預金の解約によるものでございます。その下の支出につきましては、取り崩した800万円のうち450万円を定期預金として積み戻したところでございます。投資活動収支差額としまして、これはFの欄でございます。350万円となったところでございます。

以上によりまして、当期の収支差額、これはHの欄でございます。92万1,610円となりまして、前期繰越収支差額77万1,871円を加えまして169万3,481円が次期へ繰り越しとなったところでございます。

なお、15ページから26ページにつきましては、収支に関する資料及び監査報告でございますので、お目通しを願います。

次に、28ページをお開きください。平成30年度の事業計画でございます。学習機会の提供に

関する事業ですけれども、講演会の開催につきましては、多くの会員、市民の方にお越しをいただけるよう今現在検討中でございます。次に、講座の開催でございます。これにつきましては、会員の方々の意向を反映させ、５種類６講座をふやしまして、教養及び健康、運動、趣味、実用、語学講座を中心に５１種類５４講座を計画をしております。市民の皆様が気軽に参加でき、楽しく学べる内容を盛り込んでいるところでございます。その他の事業も含めまして３４ページまでに記載をしておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、平成３０年度の収支予算でございます。３６ページをお開き願います。事業活動収入では１，１６６万５，０００円、事業活動支出では１，６２６万５，０００円、投資活動収入では４５０万円、投資活動支出では１００万円、予備費に３０万円を見込みまして、これに前期繰越収支差額１５０万円を充てる予算となっております。

３７ページ以降は、予算に関する資料となっておりますので、お目通しを願います。

以上、報告第５号の説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第５号は、報告済みといたします。

◎日程第６ 報告第６号 監査報告について

報告第７号 例月現金出納検査報告について

○議 長 日程第６、報告第６号 監査報告について、報告第７号 例月現金出納検査報告についての２件を一括議題といたします。

説明を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 報告第６号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第１９９条第７項の規定に基づき財政援助団体等の監査を実施しましたので、同条第９項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象は株式会社滝川振興公社であり、監査の範囲は平成２７年度から平成２８年度までの事業に係る出納その他の事務であります。

監査の期間、監査の目的及び監査の方法につきましては、記載のとおりありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、外勤簿、自家用車使用簿において走行距離等の記載に不備があったこと、支払い事務において請求印漏れなどが見受けられたこと、これらについては適切な事務処理をされるよう、団体に対する講評において指導いたしました。

なお、監査意見といたしまして、公社は資本金の６０パーセントを市が支出している第三セクタ

一として、市と連携したまちづくりを推進するため、市の補完的な役割を担って各種事業を実施していたが、債務超過の経営状態が続き、市の貸付金に依存し、累積損失額も増加傾向であったことから、第47期、平成20年度に向こう10年間の経営改革計画書を策定し、不良資産の売却や不採算事業の廃止等により市の貸付金の削減を図るほか、市からの賃貸建物管理及び公園管理業務は継続し、ゴルフ場事業を経営主体とするなど経営方針を定めたところであります。主な経営改革として、第48期には芝刈りなど維持管理を行っていた休止中のツツジコースを市に返還、第50期には第一パーキングを市に売却しています。旧ツツジコースの返還や第一パーキングの売却に伴う特別損失を第50期に計上したことから、損失額が大幅にふえましたが、それ以降は黒字が続いており、市の貸付金も計画策定前の第46期では8億1,600万円であったが、第55期には6億2,000万円で、1億9,600万円の削減となり、経営改革が進んでいる状況がうかがわれます。

公社の経営主体であるゴルフ事業であります。第54期においてはオープンから天候に恵まれ、砂川市内のゴルフ場の閉鎖などにより、10年ぶりに利用者が2万5,000人超えとなったが、第55期においては水害等の影響により、過去10年間で2番目に少ない利用者となったところがあります。ゴルフ場利用者の減少などによりゴルフ場の閉鎖が続いている中、天候にも左右され、ゴルフ場経営は大変難しいものだと思いますが、今までのノウハウを生かし、サポーターズクラブの協力も得ながら、収益が増加するよう引き続きご努力いただきたいと思います。公社は、住民サービスの向上とゴルフ事業等による利益追求の相反する二面性を持つ法人であります。滝川市のビジネスパートナーとして、健全経営を基本とし、黒字化を目指すよう望むものであります。

次に、地方自治法第199条第4号の規定に基づき定期監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象は、保健福祉部の福祉課、子育て応援課、子育て応援課にはこども発達支援センター、保育所、こどもセンター、地域子育て支援センター、ファミリーサポートセンターを含み、介護福祉課、介護福祉課には地域包括支援センターを含み、健康づくり課の4つの課を対象に実施いたしました。

監査の範囲は、平成28年度の執行事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、旅費、外勤、命令関係では、公用車両を使用した旅行で日当の支給に誤りがあったこと、外勤命令及び復命承認のないもの、契約事務関係では、契約書に使用する公印の誤りや見積もり合わせ執行調書の作成漏れがあること、経理関係では、決済区分や支出科目の誤り、業務担当者が業務完了時の検査員を兼務していること、団体事務関係では、出納簿、収入支出調書や決裁書類の作成漏れ、その他として備品出納簿の受け入れ金額の記載誤りなどがあり、これらについては関係規程等に基づき適切な事務処理をされるよう、所属に対する講評において指導いたしました。また、軽易な事項につきましては、監査の過程においてその都度直接事務担当職員に是正または適正な処理方を指導、助言しておりますので、その内容は省略い

たします。

以上で報告第6号、監査報告を終わります。

続きまして、報告第7号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成30年1月分から3月分までの例月現金出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、下水道事業会計、病院事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、各会計、各基金及び歳入歳出外会計とも計数上の誤りは認められませんでした。一部に改善、検討が必要と思われる事項につきましては、受講料の支払いで支出科目の誤りがありましたので、講評において指導したほか、検査の過程において軽易な事項については、その都度直接担当職員に是正または適正な処理方を指導、助言しておりますので、内容は省略いたします。

以上、報告第7号、例月現金出納検査報告を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第6号及び第7号の2件は、いずれも報告済みといたします。

- | | | |
|-------|---------|--|
| ◎日程第7 | 意見書案第1号 | 2018年北海道最低賃金改正等に関する要望意見書 |
| | 意見書案第2号 | 2019年地方財政の充実・強化を求める要望意見書 |
| | 意見書案第3号 | ヘルプマークのさらなる普及推進を求める要望意見書 |
| | 意見書案第4号 | 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める要望意見書 |
| | 意見書案第5号 | LGBTなどの性的マイノリティへの理解と社会環境整備の促進を求める要望意見書 |

○議長 長 日程第7、意見書案第1号 2018年北海道最低賃金改正等に関する要望意見書、意見書案第2号 2019年地方財政の充実・強化を求める要望意見書、意見書案第3号 ヘルプマークのさらなる普及推進を求める要望意見書、意見書案第4号 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める要望意見書、意見書案第5号 LGBTなどの性的マイノリティへの理解と社会環境整備の促進を求める要望意見書の5件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。柴田議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案5件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 2018年北海道最低賃金改正等に関する要望意見書。送付先は、北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会長であります。

意見書案第2号 2019年地方財政の充実・強化を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革担当）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）であります。

意見書案第3号 ヘルプマークのさらなる普及推進を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、厚生大臣、国土交通大臣であります。

意見書案第4号 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、厚生労働大臣であります。

意見書案第5号 LGBTなどの性的マイノリティへの理解と社会環境整備の促進を求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

（何事か言う声あり）

○議会運営委員長 失礼しました。

訂正をいたします。意見書案第3号で送付先、内閣総理大臣、厚生大臣と申し上げたようであります。厚生労働大臣の誤りでございますので、訂正させていただきます。

○議長 お諮りいたします。

本件については、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号から第5号までの5件は、いずれも可決されました。

◎日程第8 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議長 日程第8、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第2回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がございました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査

等とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

◎市長挨拶

○議 長 以上で予定されました日程は全て終了いたしました。市長からの発言の申し出がありますので、これを許したいと思います。市長。

○市 長 第2回定例会閉会に当たりまして、議長のお許しをいただきまして一言ご挨拶を申し上げる次第でございます。

6月12日に開会されました本定例会でございますが、本日までの9日間、議員各位におかれましては精力的、積極的に審査を賜り、提出させていただきました議案全てに可としてお認めいただきましたことに、ご同意賜ったことに心からお礼申し上げる次第でございます。また、一般質問等で寄せられたいろいろなご意見もあるわけでございます。今後とも難問山積の滝川市政でございますけれども、職員一丸となって課題解決に向けて臨む所存でございます。議員各位のご指導、ご助言を心からお願い申し上げ、閉会のご挨拶とします。

まことにありがとうございました。

◎閉会宣告

○議 長 本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて平成30年第2回滝川市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 1時38分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員